

# 相生市強靱化計画

## —国土強靱化地域計画—



令和7年9月  
兵庫県相生市

# 目次

I	はじめに	
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
II	基本的な考え方	
1	基本目標	1
2	強靱化を推進する上での基本方針	1
3	特に配慮すべき事項	2
III	相生市の特性	
1	相生市の概要	4
2	相生市の自然	5
3	相生市の社会的な状況	6
IV	リスクに対する脆弱性評価	
1	想定するリスク	7
2	脆弱性評価	8
3	起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	21
V	強靱化に向けた推進方針	25
VI	計画の推進	33

## 【別紙】重要業績指標

### 《策定・改定履歴》

令和2年6月：相生市国土強靱化計画を策定

令和7年9月：全部改定（題名改正を含む。）

## I はじめに

### 1 趣旨

本市では、過去に梅雨前後の前線がもたらした集中豪雨と台風に伴う風水害で大きな被害が発生した。近年では、平成16年台風第16号、第18号、第21号及び第23号による水害がある。

また、令和6年能登半島地震は、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらした。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題である。

今後、激甚化、頻発化する大規模自然災害等に対応していくためには、近年の災害の経験と教訓を踏まえつつ、強靱化の取組みを推進する必要がある。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26年6月に国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定され、平成30年12月、令和5年7月に計画が改定された。また、兵庫県においては、平成28年1月に「兵庫県強靱化計画」を策定（令和2年5月改定）し、総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。

本市においても、大規模自然災害から1人でも多くの人命を守り、市民の生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図るため、こうした国、県等の動向も踏まえて、本計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定める。

### 3 計画期間

令和7年10月から概ね6年間とする。

## II 基本的な考え方

### 1 基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、市の強靱化を図る。

- ① 人命の保護を最大限図ること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速に復旧復興すること。

### 2 強靱化を推進する上での基本方針

#### (1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

#### (2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組みの実施主体は、市だけではなく国、県、事業者、市民等多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。

### (3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、県、国）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・防災・減災の取組みが非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展等、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

### (4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

### (5) 個別事業の取組み

#### ア ハード整備の推進

- ・学校、道路橋梁、下水道管等の健全性確保及び改良に計画的に取り組む。

#### イ ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する「自助」「共助」の仕組みを構築する。
- ・各地域における担い手を育成・確保するため、自主防災組織への支援や、消防団員の確保、防災リーダーの育成等、これまでの成果を踏まえた取組みを推進する。
- ・女性、高齢者、こども、障害者、外国人等が避難行動要支援者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

## 3 特に配慮すべき事項

### (1) 平成30年12月以降の災害からの教訓

平成30年12月（前回国土強靱化基本計画策定時）以降、わが国は、房総半島台風、東日本台風、令和3年7月の大雨（伊豆山（熱海市）における土砂災害）、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震（東北新幹線運休）、令和6年能登半島地震等相次ぐ災害に見舞われた。

これらの災害等を踏まえて、市民の生命や財産の保護に加えて、市民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて多くの知見を得た。以下に本市として対応を検討すべき具体的事例を示す。

- ・房総半島台風においては、強風による倒木等の影響により電柱の倒壊、通信線の断線等が多数発生するとともに、停電が長期間に及んだため、携帯電話基地局等における非常用電源が維持できない等の理由により、千葉県を始めとして通信障害が広範囲・長期間にわたり発生した。また、停電による通信障害が発生し、現地に赴かないと被災状況や被災地に必要な支援内容が確認できない事態が相次いだ。
- ・令和4年8月の大雨において、新潟県村上市では、土砂災害警戒情報の発表後に地区役員が住宅を一軒ずつ回って避難を呼びかけ、一度は地区の公会堂に避難したものの、昭和42年羽越水害を教訓とし、高台に位置する住宅等へ「再避難」を実施したことにより、人的被害を出さなかった。
- ・令和2年以降の自然災害対応では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、従来の災害医療に加えて、被災患者・医療関係者の感染症対策が新たに必要となり、これまで以上に人的・物的リソースが必要となった。また、新型コロナウイルス感染症のまん延下（令和2年以降）に発生した自然災害においては、避難所運営をめぐり、新型コロナウイルス感染症への対策（避難所の収容力の確保、避難所内での感染症対策に必要な物資等の確保）、避難所の生活環境の改善等、様々な対応が必要となった。
- ・令和3年7月の静岡県熱海市土石流災害において、急峻な道路に大量の土砂が流れ込み、人的・物的被害が発生し、災害初期における被害状況の全容把握、大型の消防車両や重機で災害現場に近づくことの困難性、猛暑等の過酷な環境下での体調管理への対応が課題となった。
- ・令和3年8月の大雨において、避難所での長期避難を強いられた住民が多く発生した。感染症対策や要配慮者への支援等の観点から、避難所運営に行政職員のみならず、これらの識見を有するボランティアが入るほうがより円滑な避難生活環境を整えることに資することを再認識した。
- ・令和4年1月に発生したトンガ諸島の海底火山の噴火により津波警報が発表された際、原則徒歩避難としていたにもかかわらず、自動車を用いて避難する者が多数いたことで交通渋滞が発生した。
- ・報道のされ方によって、多方面から事実確認の問合せが地方公共団体に殺到し、災害対策本部業務がひっ迫する場合がある。
- ・令和6年能登半島地震では、地震の揺れにより建物倒壊が多く発生し、圧死等の被害が発生したほか、消防活動等に支障を来す要因の1つとなった。特に所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低く、その要因としては、資力や動機の不足等が考えられる。
- ・令和6年能登半島地震では、石川県、富山県、新潟県などの沿岸部を中心として幅広い地域で液状化現象による被害が確認された。自治体からは、液状化現象に関する知識や発生傾向図等について、平時からの住民への周知が不足していたとの意見があった。
- ・令和6年能登半島地震では、地震・津波により海岸堤防等の施設が被災し、甚大な被害が発生した。地震の強い揺れに伴い堤防等が沈下・損傷し、津波・洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがあるため、対策を講じる必要があるとともに、水門・陸閘等について、現場作業員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させる必要がある。

- ・地震発生時には市街地で大規模な火災が発生する危険性があるものの、そのようなリスクの存在について社会的に認知が進んでいないという指摘もあった。

(2) 国、県、他市町、事業者、市民等との連携による強靱化の推進

直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができるまちづくりに資するものであり、極めて重要である。

そのため、国、県、他市町、事業者、市民等と連携して強靱化施策を推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

### Ⅲ 相生市の特性

#### 1 相生市の概要

##### (1) 相生市の位置

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、瀬戸内海に面し、穏やかな気候・風土に恵まれ、東西 7.98 km、南北 19.56 km で総面積 90.40 km<sup>2</sup> と海岸部から平地、山間部へと伸びる南北に長い市域である。

本市は、播磨船渠（現・株 I H I）の設立以来、戦後の経済成長とともに発展し、相生湾沿岸に市街地が形成されている。北部の丘陵は農業地帯になっているほか、瀬戸内海沿岸部には漁村集落が形成されている。

位置図(令和5年10月)



## 2 相生市の自然

### (1) 相生市の気象

瀬戸内気候区に属し、年間を通じて温暖・少雨という特徴がある。降雨は少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

### (2) 平均的な気象

#### ア 気温

気象観測装置のデータによると、平成26年から令和5年までの過去10年間の平均気温は15.4℃で、近年は10年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10年間の最高気温の平均は36.5℃で、最も高かったのは令和3年に記録した38.6℃である。また、10年間の最低気温の平均はマイナス5.1℃で、最も低かったのは令和3年のマイナス7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。

#### イ 降水量

平成26年から令和5年までの過去10年間の降水量では、最も多い年で平成27年の1,727mm、最も少なかったのは令和4年の890mmである。10年間の年間降水量を平均すると1,290.7mmとなっている。

また、令和5年の降雨量データで見ると、年降雨量1,327.5mmで4月から9月にかけて多くの降水量がみられる。近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想が付きにくい。4月から10月頃までは、降水量の増加による水害に注意する必要がある。

#### ウ 積雪

相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2月から3月初めにかけて積雪が多いが、大規模な豪雪になることは無い。

#### エ 潮位

高潮は台風によって発生し、沿岸地域が影響を受ける対象地域となっている。

#### オ 地形

瀬戸内海に面した相生湾は、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、天然の良港となっている。市南部の天下台山から流れ、相生湾に注ぐ大谷川の流域は200mから400mの小起伏山地に分類されており、西播丘陵・台地の西部丘陵群に属している。

海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

## カ 河川

相生市の河川は、延長が 5,000m 未満のものが多く、1,000m 未満の二級河川が 3 河川、準用河川が 2 河川ある。

また、高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっている。

## 3 相生市の社会的な状況

### (1) 相生市の人口

相生市の令和 6 年 10 月現在の人口は 27,070 人となっている。そのうち、高齢者人口は 9,905 人で高齢化率は 36.6%、年少人口は 2,869 人で 10.6%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は 1,909 人であり、要配慮者への対応が重要である。

### (2) 道路の状況

相生市には、幹線となる国道 2 号線が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生穴栗線が市北部から国道 2 号線までを結んでいる。南部は国道 250 号線が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。

### (3) 医療機関

相生市には、4 つの病院施設と 15 の診療所及び個人医療施設が現存している。

### (4) 港湾

相生市には、地方港湾（重要港湾以外の港湾でおおむね地方の利害にかかるとの）である相生港があり、建設資材を中心とした荷役活動や漁業活動が活発に行われている。

### (5) 原子力関連

相生市には、放射性同位元素取扱事業所があるが、原子力事業所は存在しない。

## IV リスクに対する脆弱性評価

### 1 想定するリスク

本計画では、市民生活及び市経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層帯地震等の地震災害に加え、豪雨災害、土砂災害、高潮災害等の風水害及び複合災害を想定する。

<参考1>過去の地震災害 ※兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定)規模(M)	
1	599.5.28(推古 7.4.27)	7.0	
2	701.5.12(大宝 1.3.26)	7.0	
3	745.6.15(天平 17.4.27)	7.9	
4	827.8.11(天長 4.7.12)	6.5~7.0	
○5	868.8.3(貞観 10.7.8)	7.0以上	播磨国地震
○6	887.8.26(仁和 3.7.30)	8.0~8.5	
7	938.5.22(承平 8(天慶 1).4.15)	7.0	
8	1096.12.17(嘉保 3(永長 1).11.24)	8.0~8.5	
9	1361.8.3(正平 16.6.24)	8 1/4~8.5	
10	1449.5.13(文安 6(宝徳 1).4.12)	5 3/4~6.5	
11	1498.9.20(明応 7.8.25)	8.2~8.4	
12	1510.9.21(永正 7.8.8)	6.5~7.0	
13	1579.2.25(天正 7.1.20)	6.0±1/4	
14	1596.9.5(文禄 5(慶長 1).7.13)	7 1/2±1/4	
15	1662.6.16(寛文 2.5.1)	7 1/4~7.6	
16	1707.10.28(宝永 4.10.4)	8.4	宝永地震
17	1751.3.26(寛延 4(宝歴 1).7.13)	5.5~6.0	
18	1854.12.23(嘉永 7(安政 1).11.4)	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24(嘉永 7(安政 1).11.5)	8.4	安政南海地震
○20	1864.3.6(文久 4(元治 1).1.28)	6 1/4	
21	1891.10.28(明治 24)	8.0	濃尾地震
○22	1916.11.26(大正 5)	6.1	
○23	1925.5.23(大正 14)	6.8	北但馬地震
○24	1927.3.7(昭和 2)	7.3	北丹後地震
25	1927.3.12(昭和 2)	5.2	京都府沖を震源とする地震
26	1946.12.21(昭和 21)	8.0	南海地震
27	1963.3.27(昭和 38)	6.9	越前沖地震
◎28	1995.1.17(平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
29	2000.10.6(平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○30	2013.4.13(平成 25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
○31	2018.6.18(平成 30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震  
◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

<参考2>過去の主な風水害 ※西播磨又は県全域で発生した風水害

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	主な被災地域
豪雨	昭和46年7月豪雨	昭和46.7.17~18	22人	100人	西播磨
	平成30年7月豪雨	平成30.7.6~7	2人	11人	県全域
台風	枕崎台風	昭和20.9.17~18	19人	62人	西播磨、但馬
	阿久根台風	昭和20.10.8~11	231人	92人	西播磨、東播磨、但馬
	ジェーン台風	昭和25.9.3	41人	904人	県全域
	台風第23、24号	昭和40.9.10~17	39人	765人	県全域
	前線及び台風第17号	昭和51.9.8~13	16人 行方不明3人	41人	西播磨
	前線及び台風第19号	平成2.9.17~20	2人	12人	県全域
	台風第9号	平成21.8.9~10	20人 行方不明2人	7人	西播磨

## 2 脆弱性評価

### (1) 評価手順

- ア 過去の災害の経験と教訓から、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を設定
- イ それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、「施策の方向性」を検討

### (2) 評価結果

#### 目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p>1-1 大規模地震に伴う、住宅、建物、不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断、改修、建替えへの助成を推進する必要がある。【都市整備課】</li> <li>○ 市営住宅については、耐震性が低く、老朽化が著しいため、建替えを推進する。【都市整備課】</li> <li>○ ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【都市整備課】</li> <li>○ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その</li> </ul>

<p>存在を市民に周知し、防災意識を向上させる必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法並びに宅地造成及び特定盛土等規制法の適切な規制により災害防止に努める必要がある。</p> <p>【都市整備課】</p> <p>(公園施設の長寿命化対策)</p> <p>○ 市が管理する都市公園施設の長寿命化対策を進めるなど、安全・安心な相生の公園づくりに努める必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p>1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(密集市街地の改善)</p> <p>○ 防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化等を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>(危険空家対策)</p> <p>○ 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。【地域振興課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(防潮堤等の整備)</p> <p>○ 県と連携して、レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を行う必要がある。【都市整備課】</p> <p>(避難意識の向上)</p> <p>○ 避難意識の向上等市民一人ひとりの「自助」「共助」の意識を高めるため、市民に対し、「マイ避難カード」の作成や、防災訓練への積極的な参加を推進する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○ 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育委員会学校教育課】</p> <p>○ 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する必要がある。【教育委員会学校教育課】</p> <p>○ 南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する防災教育を推進する必要がある。【教育委員会学校教育課】</p> <p>(避難体制の確保・訓練の実施)</p> <p>○ 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に避難指示等</p>

<p>の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○ 地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する必要がある。【危機管理課】</p> <p>(津波ハザードマップの周知)</p> <p>○ 市民への津波浸水ハザードマップの周知に努める必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(総合的な治水対策)</p> <p>○ 市内河川において、県と連携して、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【農林水産課】</p> <p>○ 過去に浸水実績のあった地区の雨水幹線整備を推進する必要がある。【下水道課】</p> <p>○ 河川の中上流部において、浸水実績のあった箇所だけでなく、家屋等に浸水のおそれがある箇所も、上下流バランスに配慮しながら、県と連携して、局所的な事前防災対策を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 河川の流下能力を最大限確保するため、県と連携して、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。【都市整備課】</p> <p>(高潮・越波対策)</p> <p>○ 県と連携して、沿岸部を高潮から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。また、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む必要がある。【都市整備課】</p> <p>(減災のためのソフト対策)</p> <p>○ 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成・更新、防災情報の発信、まちかど出前講座等の防災教育の推進、収集の強化、警戒避難体制整備等のソフト対策を一層推進する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)</p> <p>○ 想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）が起こり得ることから、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となる危険度情報を市ホームページや防災ネット等で提供する必要がある。【危機管理課】</p>

**(山地防災・土砂災害対策)**

- 災害には上限がないことなどから、県と連携して、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を推進する必要がある。【都市整備課】【農林水産課】
- 土砂災害の発生が懸念されるレッドゾーン内での人的被害を防ぐため、レッドゾーン内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【都市整備課】

**(ため池及び治山対策)**

- 山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険区域等に対する治山施設の整備を進める必要がある。【農林水産課】

**(野生鳥獣対策)**

- 森林の下層植生の消失、土壌流失を防止するため、県と連携して、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する必要がある。【農林水産課】

**目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(地域の防災組織の災害対応力強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や自主防災組織の充実等を図る必要がある。【危機管理課】</li><li>○ 大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【危機管理課】</li></ul> <p><b>(防災関係機関との連携強化・訓練)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、迅速かつ的確な応急対応ができるよう、市及び実動機関の行動要領を相互に確認する実践的な合同訓練を実施する必要がある。【危機管理課】</li></ul>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(救急・医療体制の充実)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や災害時</li></ul>

<p>応援協定の締結等による市医師会等との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。【危機管理課】【子育て元気課】</p> <p><b>(病院等医療機関における非常用電源等の確保)</b></p> <p>○ 電力供給の途絶に備え、市民病院において非常用電源装置を設置し、非常用電源を確保している。【市民病院】</p> <p><b>(道路交通機能の強化)</b></p> <p>○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルート上の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、県と連携して、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 地震対策のため、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所内の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(避難所の生活の質の確保)</b></p> <p>○ 県、他市町、事業者等と連携して、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティション等によるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-4 被災地での食料、飲料水、燃料等、生命に関わる物資供給の停止</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(食料、飲料水の供給体制の確保)</b></p> <p>○ 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【危機管理課】</p> <p><b>(道路交通機能の強化)</b></p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルート上の整備等を図る必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルート上の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、県と連携して、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 地震対策のため、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所内の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、県と連携して、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を進める</p>

<p>必要がある。【都市整備課】</p> <p>(避難所等における燃料の確保)</p> <p>○ ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(帰宅困難者等対策の推進)</p> <p>○ 兵庫県の南海トラフ巨大地震被害想定では、本市で最大1,863人の帰宅困難者(通勤・通学者等を含む。)の発生が想定されている。【危機管理課】</p> <p>○ 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制や駅等に集中する人々の誘導、帰宅支援など様々な対策が必要であり、帰宅支援については、県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光(外国人を含む。)等広域的に調整する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○ 駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(孤立集落の発生を防ぐ体制整備)</p> <p>○ 中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。【危機管理課】</p> <p>(避難所機能の強化)</p> <p>○ 電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるようにする必要がある。【危機管理課】</p> <p>(孤立集落の発生を防ぐ漁港機能の強化)</p> <p>○ 孤立漁業集落の発生防止のため、県と連携して、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を進める必要がある。【都市整備課】【農林水産課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p>(被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築)</p> <p>○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【子育て元気課】【環境課】</p> <p>(下水道施設の耐震化)</p>

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を実施する必要がある。【下水道課】

### 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

<起きてはならない最悪の事態>

#### 3-1 市職員・本庁舎等の被災による機能の大幅な低下

<施策の方向性>

(庁舎等の耐震化)

- 庁舎等について、災害時の応急対策の活動拠点等として重要な機能を担うことから、耐震化を講じている。【財政課】

(災害時即時対応体制の強化)

- 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、研修等を通じて、職員防災マニュアルの周知徹底を図る必要がある。【危機管理課】
- 発災後の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。【危機管理課】
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。【危機管理課】
- 災害時には市だけで対応できることに限りがあり、県や他市町、防災関連機関、企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【危機管理課】
- 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【危機管理課】

### 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

<起きてはならない最悪の事態>

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<施策の方向性>

(情報通信手段の確保)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、県と連携して、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。【危機管理課】
- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【企画広報課】

<起きてはならない最悪の事態>

#### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<施策の方向性>

(情報提供手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズ(Lアラート)で積極的に防災

<p>情報を発信する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(県、他市町、消防等の情報の迅速な伝達と共有)</b></p> <p>○ 県、他市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網（フェニックス防災システム）について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、県と連携して、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る必要がある。【危機管理課】</p> <p><b>(情報収集・提供に係る人材育成)</b></p> <p>○ フェニックス防犯システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する必要がある。【危機管理課】</p> <p><b>(要配慮者の避難支援体制の構築)</b></p> <p>○ 避難行動要支援者名簿の整備を進めるのと合わせて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別避難計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりを図る必要がある。【危機管理課】</p> <p>○ 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。【危機管理課】</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【危機管理課】</p>

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(道路交通機能の強化)</b></p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートの整備等を図る必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルートの橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、県と連携して、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【都市整備課】</p>

<p>○ 地震対策のため、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、県と連携して、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を進める必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>5-2 危険物製造所等の損壊、火災、爆発等</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(情報の迅速な伝達)</b></p> <p>○ 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある危険物製造所等からの火災や有害物質の流出に備え、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>5-3 幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(道路交通機能の強化)</b></p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートの整備等を図る必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルートの橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、県と連携して、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 地震対策のため、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【都市整備課】</p> <p>○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、県と連携して、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を進める必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>5-4 食料等の安定供給の停滞</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(農林水産業に係る生産基盤等の強化)</b></p> <p>○ 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設等の耐震化や保全対策を推進する必要がある。【農林水産課】</p> <p><b>(道路交通機能の強化)</b></p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートの整備等を図る必要がある。【都市整備課】</p>

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>6-1 電力、都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(ライフライン関係事業者との連携強化)</b>  ○ 平時からのライフライン関係事業者との協力体制の構築を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。  <b>【危機管理課】</b></p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(広域的な応援体制の整備)</b>  ○ 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内の水道事業体との相互応援協定の締結により広域的な応援体制を整備する。<b>【危機管理課】</b></p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(下水道施設の耐震化等)</b>  ○ 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。<b>【下水道課】</b>  <b>(農業集落排水施設の老朽化対策)</b>  ○ 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を推進する必要がある。<b>【下水道課】</b></p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(道路交通機能の強化)</b>  ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルート of 整備等を図る必要がある。<b>【都市整備課】</b>  ○ 地震対策のため、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。<b>【都市整備課】</b>  ○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルートの橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、県と連携して、橋梁の耐震化を推進する必要がある。<b>【都市整備課】</b>  ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を</p>

<p>確保するため、県と連携して、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を進める必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(老朽化対策の着実な推進)</b></p> <p>○ 市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが問題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【都市整備課】【下水道課】</p> <p><b>(人材・資機材の確保)</b></p> <p>○ 防災インフラの速やかな復旧のため、事業者、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）などの関係機関と連携して、必要な人員・資機材の確保を図る必要がある。【危機管理課】</p>

**目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(消防の災害対応力強化)</b></p> <p>○ 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図る必要がある。【危機管理課】</p> <p><b>(市街地の改善)</b></p> <p>○ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備を推進する必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>7-2 臨海部の複合災害の発生</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(情報の迅速な伝達)</b></p> <p>○ 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある危険物製造所等からの火災や有害物質の流出に備え、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺</b></p>
<p><b>(建築物の耐震化)</b></p> <p>○ 住宅・建築物の耐震化について、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断、改修、建替えへの助成を推進する必要がある。【都市整備課】</p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p>

<p><b>7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生</b></p> <p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(ため池等の整備)</b></p> <p>○ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池の豪雨に対する詳細調査や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。  <b>【農林水産課】</b></p> <p><b>(計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)</b></p> <p>○ 県と連携して、防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。<b>【都市整備課】【下水道課】</b></p> <p><b>(台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信の強化)</b></p> <p>○ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、ハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難ができるよう市民等に広く情報提供する必要がある。<b>【危機管理課】【農林水産課】</b></p> <p><b>(山地防災・土砂災害対策)</b></p> <p>○ 災害には上限がないことなどから、県と連携して、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を推進する必要がある。<b>【都市整備課】【農林水産課】</b></p> <p>○ 土砂災害の発生が懸念されるレッドゾーン内での人的被害を防ぐため、レッドゾーン内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。<b>【都市整備課】</b></p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>7-5 有害物資の大規模拡散・流出による被害の拡大</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(情報の迅速な伝達)</b></p> <p>○ 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある危険物製造所等からの火災や有害物質の流出に備え、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。<b>【危機管理課】</b></p>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>7-6 農地等の被害による荒廃</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;  <b>(農地・農業水利施設等の保全管理)</b></p> <p>○ 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。  <b>【農林水産課】</b></p>

**目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;  <b>8-1 人材の不足等により復興できなくなる事態</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p>

<p><b>(人材の育成・確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の被災地支援を行うとともに、災害対応の経験、教訓、ノウハウの習得を図る必要がある。【危機管理課】【総務課】</li> <li>○ 家屋被害認定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、災害時の被災地支援を行うとともに、被災時に速やかに他の自治体から派遣を受けられる体制を構築する必要がある。【危機管理課】【税務課】</li> </ul>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>8-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(災害廃棄物処理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ごみ仮置場の確保を促進する必要がある。【環境課】</li> </ul>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>8-3 長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(浸水への対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖することにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。【危機管理課】【都市整備課】【下水道課】</li> <li>○ 県と連携して、レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を行う必要がある。【都市整備課】</li> <li>○ 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。【下水道課】</li> </ul>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>8-4 事業用地等の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(地籍調査の実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。【農林水産課】</li> </ul>
<p>&lt;起きてはならない最悪の事態&gt;</p> <p><b>8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</b></p>
<p>&lt;施策の方向性&gt;</p> <p><b>(防災人材の育成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が起こったときの対応力を向上するために、防災担当職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【危機管理課】</li> </ul> <p><b>(文化財の耐災害性の向上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財保護に関する市民等の理解、防災意識を促進する必要がある。</li> </ul>

<b>【教育委員会生涯学習課】</b>
<起きてはならない最悪の事態> <b>8-6 風評被害や信用不安等による市内経済等への甚大な影響</b>
<施策の方向性> (災害発生時における市内外への情報発信) ○ 災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。 <b>【危機管理課】【企画広報課】</b>

### 3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

※ 1つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針は施策分野別に括り直して記載する。起きてはならない最悪の事態と施策分野の関係は下表のとおりである。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 国土保全	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
<b>1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</b>														
1-1	大規模地震に伴う、住宅、建物、不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		○											○
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○											
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○								○				
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○				○	○							

事前に備えるべき目標		施策分野												
起きてはならない最悪の事態		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		国土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
<b>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b>														
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足										○		○	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○			○						
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生									○				
2-4	被災地での食料、飲料水、燃料等、生命に関わる物資供給の停止			○				○						
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱									○				
2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○					○		○				
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生			○	○									
<b>3 必要不可欠な行政機能は確保する</b>														
3-1	市職員・本庁舎等の被災による機能の大幅な低下								○					

事前に備えるべき目標		施策分野												
起きてはならない最悪の事態		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		国土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
<b>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					○								
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○				○		○		
<b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b>														
5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害								○					
5-2	危険物製造所等の損壊、火災、爆発等					○								
5-3	幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響								○					
5-4	食料等の安定供給の停滞								○					

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 国土保全	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-1	電力、都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止			○										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○										
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○									○	
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止							○						
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全											○	○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○									○		
7-2	臨海部の複合災害の発生					○								
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺		○											
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	○									○		○	
7-5	有害物資の大規模拡散・流出による被害の拡大					○								
7-6	農地等の被害による荒廃							○						

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 国土保全	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
8-1	人材の不足等により復興できなくなる事態											○		
8-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			○										
8-3	長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○		○										
8-4	事業用地等の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態		○											
8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○									○		
8-6	風評被害や信用不安等による市内経済等への甚大な影響					○								○

## V 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

### 1 国土保全

#### (1) 津波対策

- 津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、定期的に訓練を実施する。【危機管理課】【都市整備課】【下水道課】
- 県と連携して、レベル2津波（最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、

機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。【都市整備課】

## (2) 治水対策

### ア 総合的な治水対策

- 近年、激甚・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、県と連携して、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。【都市整備課】
- 河川の中上流部対策について、浸水実績のあった箇所だけでなく、事前防災対策として、家屋等に浸水のおそれがある箇所も、上下流バランスを配慮しながら、県と連携して、局所的な対策を推進する。【都市整備課】
- 河川の流下能力を最大限確保するため、県と連携して、計画的に堆積土砂等を撤去し、事前防災対策を推進する。【都市整備課】
- ため池改修に併せた事前放流施設等の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【農林水産課】
- 過去に浸水実績のあった地区の雨水幹線整備を推進する必要がある。【下水道課】

### イ 高潮・越波対策

- 沿岸部を高潮被害から守るために、県と連携して、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。【都市整備課】

### ウ ため池の減災対策・整備推進

- 防災重点農業用ため池の豪雨に対する詳細調査や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修・耐震化や利用実態のないため池の廃止を推進する。【農林水産課】

## (3) 山地防災・土砂災害対策

### ア 土砂災害対策

- 県と連携して、土砂災害警戒特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所で、重点的に砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を進める。【都市整備課】【農林水産課】
- レッドゾーン内の既存不適格住宅等の除却や移転先住居の建設・購入、防護壁等の整備を支援する。【都市整備課】

### イ 野生鳥獣対策の推進

- 一部の野生鳥獣の生息数・生息範囲の拡大により、森林の下層植生が食害によって消失し、土壌流失等が生じているため、県と連携して、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する。【農林水産課】

## 2 住宅・都市

### (1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

#### ア 建築物の耐震化

- 住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断、改修、建替えへの助成を推進する。また、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。【都市整備課】
- 市営住宅については、耐震性が低く、老朽化が著しいため、建替えを推進する。【都市整備課】

#### イ 文化財等の耐災害性の向上

- 文化財保護に関する市民等の理解、防災意識を促進するため、文化財に関する広報活動や、文化財防災意識の普及啓発に取り組む。【教育委員会生涯学習課】

### (2) 都市防災対策

#### ア 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に危険な密集市街地について、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、計画的な解消を図る。【都市整備課】

#### イ 地籍調査の実施

- 津波、地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。【農林水産課】

### (3) 宅地防災対策

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を市民に周知し、防災意識を向上させる。【都市整備課】
- 都市計画法並びに宅地造成及び特定盛土等規制法の規制により、盛土等が生じる宅地造成に対して擁壁や排水施設を適切に設置させることで、宅地造成に伴う災害を防止する。【都市整備課】
- 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、実態を把握し、所有者へ改善を促す。【地域振興課】
- 孤立するおそれのある集落では、すでに防災行政無線で災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保していることから、今後は、定期的な訓練の実施を進める。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。【危機管理課】

### 3 ライフライン・廃棄物

#### (1) ライフラインの機能強化

##### ア 施設等の耐震化等

- 公共下水道において、汚水の簡易処理（沈殿・消毒処理）ができるよう、処理場・ポンプ場の耐震化及び非常用電源の確保を推進する。【下水道課】

##### イ 食料、飲料水の供給体制の確保

- 市民の備蓄を補完するため、南海トラフ地震被害想定における最大避難者数を基準に、現物備蓄、災害時応援協定、相生市企業等防災サポーター制度等により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。【危機管理課】

##### ウ 各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保

- ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する。【危機管理課】
- 平時からのライフライン関係事業者との協力体制の構築を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する。【危機管理課】
- 相互応援協定に基づいて、県内の水道事業体との緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで連携の強化を図る。【危機管理課】

##### エ 農業水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等を強化するため、農業水利施設等の耐震化や保全対策を推進する。【農林水産課】

#### (2) 災害廃棄物対策

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有を行うとともに、仮置場の確保を進める。【環境課】

### 4 保健・医療

#### (1) 病院等医療機関における非常用電源等の確保

- 市民病院において、災害時に非常用発電装置の機能が確保されるよう、維持、補修等を行う。【市民病院】

#### (2) 救急・医療体制の充実

- 災害時における多数の傷病者に対応するため、救急搬送体制や災害時応援協定の締結等による市医師会等との連携強化を含めた保健医療体制の強化に取り組む。【危機管理課】【子育て元気課】

### (3) 被災地における疫病対策に係る体制の構築

- 被災地における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。【子育て元気課】【環境課】

## 5 情報・通信

### (1) 情報発信の耐災害性向上

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、県と連携して、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。【危機管理課】
- 情報通信システムにおいて、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【企画広報課】【財政課】
- 県、他市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網（フェニックス防災システム）について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、県と連携して、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。【危機管理課】

### (2) 情報提供手段の多様化

- 防災行政無線、公共情報コモンズ（Lアラート）、市ホームページ、あいおい防災ネット、相生市公式LINEなどのツールを活用し、外国人を含む市民及び旅行者へ防災情報を確実かつ迅速に情報提供できるよう、情報提供手段の多様化を推進する。【危機管理課】【企画広報課】

### (3) 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となる危険度情報を市ホームページ、あいおい防災ネット、相生市公式LINE等により、広く市民に提供する。【危機管理課】【企画広報課】

## 6 産業

### (1) 農地・農業水利施設等の保全管理

- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林水産課】

## 7 交通・物流

### (1) 道路交通機能の強化

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、県と連携して、災害時重要路線緊急ルートの整備等を図る。【都市整備課】
- 県と連携して、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び災害時重要路線緊急ルートの橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等の耐震化を進める。【都市整備課】

- 県と連携して、災害時重要路線緊急ルートや被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を進める。【都市整備課】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、県と連携して、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を進める。【都市整備課】

## (2) 港湾機能の強化

- 孤立漁村の発生防止のため、県と連携して、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を進める。【都市整備課】【農林水産課】

## 8 行政機能

### (1) 市行政の対応力強化

#### ア 庁舎等の耐震化

- 水害時の浸水対策を施すなど、災害発生時には災害対策拠点として機能を発揮できる庁舎となるよう、必要な整備・補修等を行う。【財政課】

#### イ 災害時即時対応体制の強化

- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、研修等を通じて、職員防災マニュアルの周知徹底を図る。【危機管理課】
- 研修等を通じて、職員の発災後の初動対応の習熟を図るとともに、より実践的なものに練り上げる。【危機管理課】
- 防災担当職員は、研修等を計画的に受講する。【危機管理課】
- 県や他市町、防災関連機関、企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る。【危機管理課】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。【危機管理課】

## 9 避難支援

### (1) 避難体制の確保・訓練の実施

- 風水害からの避難を確実にを行うため、避難指示等の避難情報について対象区域を明確化して発令できるよう、神戸地方気象台など専門家との連携を強化する。【危機管理課】
- 市民の主体的な避難行動を支援するため、市民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などをあらかじめ決めておく「マイ避難カード」の作成を推進する。【危機管理課】
- 市が実施する防災訓練について、多数の市民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各自主防災組織で実施される防災訓練への助言を行う。【危機管理課】
- 地域特性に応じた市民等の避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に

基づいた住民避難訓練に取り組む。【危機管理課】

- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。【教育委員会学校教育課】【教育委員会生涯学習課】
- 地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。【教育委員会学校教育課】
- ため池下流住民の速やかな避難行動につなげるため、決壊すると住宅等に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、ハザードマップの周知を図る。【危機管理課】【農林水産課】
- 市民への津波浸水ハザードマップの周知に努める。【危機管理課】
- 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成・更新、防災情報の発信、まちかど出前講座等の防災教育の推進、収集の強化、警戒避難体制整備等のソフト対策を一層推進する。【危機管理課】

## (2) 帰宅困難者対策等（通勤・通学者等を含む）の推進

- 国、県、関係機関や民間協力団体との連携・協働により、帰宅困難者等の安全・安心な帰宅を支援する。【危機管理課】
- 駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む。【危機管理課】

## (3) 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 災害時に避難支援を要する者について個別避難計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携して、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。【危機管理課】
- 要配慮者利用施設の管理者等へ、避難確保計画の作成等呼びかけていく。【危機管理課】

## (4) 避難所対策

- 避難所における生活の質の確保を図る取組み（冷暖房機器や段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティション等によるプライバシーの確保、福祉スペースの設置等）を進める。【危機管理課】
- 電力供給遮断等の非常時に、避難住民が必要最低限の電力を確保できるようにするため、非常用発電機の維持管理・更新等を行う。【危機管理課】

# 10 地域の防災力強化

## (1) 地域の防災組織の災害対応力強化

- 消防団の充実強化や自主防災組織育成を図る。【危機管理課】
- 地域防災の担い手となる「防災リーダー」の育成を推進する。【危機管理課】

## 11 人材育成

### (1) 人材の育成・確保

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、事業者、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）などの関係機関と連携して、必要な人員・資機材の確保を図る。【危機管理課】
- 災害時の被災地支援を行うとともに、災害対応の経験、教訓、ノウハウを持つ人材の確保を図る。【危機管理課】【総務課】
- 家屋被害認定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、災害時の被災地支援を行うとともに、被災時に速やかに他の自治体から派遣を受けられる体制を構築する。【危機管理課】【税務課】
- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する。【危機管理課】
- 防災担当職員などが防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に習得することにより、災害対応能力を向上させる。【危機管理課】

### (2) 防災教育の実施

- 南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する防災教育を推進する。【教育委員会学校教育課】

## 12 老朽化対策

### (1) 社会基盤施設の老朽化対策

- 市が管理する道路（トンネルを含む）、河川、下水道等の社会基盤施設について、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【都市整備課】【下水道課】

### (2) 公共施設の老朽化対策

- 市立学校については、安全・安心を最優先として計画的な施設の点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図る。【教育委員会管理課】
- 市が管理する都市公園施設の長寿命化対策を進めるなど、安全・安心な相生の公園づくりに努める。【都市整備課】

### (3) その他老朽化対策

- 農業集落排水施設等の機能診断等を速やかに実施し、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【下水道課】

## 13 広域連携・官民連携

### (1) 応援・受援体制の整備

- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図ると

ともに、市及び実動機関の行動要領を相互に確認する実践的な合同訓練を実施する。【危機管理課】

## (2) 災害発生時における市内外への情報発信

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や他市町を含む関係機関との連携を強化する。【危機管理課】

## VI 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画（下記）とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

本計画のフォローアップについては、重要業績指標の目標値【別表】をもとに進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、県、他市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行うものとする。

### <強靱化を推進する関連計画>

- 相生市公共施設等総合管理計画【企画広報課】
- 相生市地域防災計画【危機管理課】
- 第2次相生市空家等対策計画【地域振興課】
- 相生市災害廃棄物処理計画【環境課】
- 第2次あいのまち あいおい 健康プラン2 1【子育て元気課】
- 公共下水道事業計画【下水道課】
- 相生市橋梁長寿命化計画【都市整備課】
- 相生市トンネル個別施設計画（長寿命化修繕計画）【都市整備課】
- 第2次相生市都市計画マスタープラン【都市整備課】
- 相生市土地利用計画【都市整備課】
- 相生市公営住宅等長寿命化計画【都市整備課】
- 相生市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【都市整備課】
- 相生市公園施設長寿命化計画【都市整備課】
- 農業振興地整備計画【農林水産課】
- 相生市鳥獣被害防止計画【農林水産課】
- 森林整備計画【農林水産課】
- 第2次相生市教育振興基本計画【教育委員会】
- 相生市学校教育施設個別施設計画【教育委員会】

## 【別紙】重要業績指標

### 1 国土保全

#### (1) 津波対策

- 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年3回以上実施【危機管理課】【都市整備課】

#### (2) 治水対策

- 事前放流に取り組むため池数：  
1池（R7年度）→3池（R12年度）【農林水産課】

### 2 住宅・都市

#### (1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

- 住宅・建築物等の耐震化率  
住宅：81.7%（R5年度）→耐震化を推進  
多数利用建築物：91.8%（R7年度）→耐震化を推進【都市整備課】
- 市立学校耐震化率：完了（H27年度）【教育委員会管理課】

#### (2) 都市防災対策

- 地籍調査進捗率：22.7%（R7年度）→30.3%（R12年度目標）【農林水産課】

### 3 ライフライン・廃棄物

#### (1) ライフラインの機能強化

- 公共水道の処理場・中継ポンプ場（2箇所）の耐震化：  
0箇所（R7年度）→1箇所（一部）（R8年度）【下水道課】

#### (2) 災害廃棄物対策

- 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に関する協定：締結済（H17年度）【環境課】
- 事業者との災害時の廃棄物処理に関する応援協定：  
1社（R6年度）と締結済【環境課】

### 4 保健・医療

- 市民病院における非常用電源の確保：確保済【市民病院】
- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率：  
毎年度95%以上【子育て元気課】  
〔参考〕（R6年度）：第1期 99.1% 第2期 96.2%  
風しんに関する特定感染症予防指針 各期95%以上

## 5 情報・通信

- 防災行政無線（同報系）の整備：整備済（H28年度）【危機管理課】
- Jアラートの自動起動装置の整備：整備済【危機管理課】
- Lアラートの導入：導入済（H23年度）【危機管理課】
- ひょうご防災ネットスマートフォンアプリの登録件数：  
5,279件（R6年度）→8,000件（R12年度）【危機管理課】

## 6 産業

- 田んぼダムに取り組む地区数：  
毎年2地区【農林水産課】

## 7 交通・物流

- 相生市橋梁長寿命化計画に基づく橋梁点検数：  
264橋（R7～R11年度目標）

## 8 行政機能

- 本庁舎の耐震化：完了（H29年度）【財政課】
- 災害対策業務継続計画の策定：策定済（H28年度）【危機管理課】
- 受援計画の策定：策定済【危機管理課】

## 9 避難支援

- 津波災害対応マニュアルの策定：策定済（H23年度）【危機管理課】
- 指定緊急避難場所の指定：指定済【危機管理課】
- 児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：  
100%（R7年度）→100%の維持【教育委員会学校教育課】
- 津波ハザードマップの策定：策定済【危機管理課】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定率：  
9.8%（R6年度）→30.0%（R12年度目標）【危機管理課】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成率：  
64.7%（R6年度）→100%（R12年度）【危機管理課】

## 10 地域の防災力強化

- 相生市防災リーダー育成補助金交付者数：  
10人（R6年度）→累計70人（R12年度目標）【危機管理課】
- 自主防災組織の組織化：100%（R6年度）→100%の維持【危機管理課】
- 自主防災組織助成金の交付件数：  
6件（R6年度）→15件以上（R12年度目標）【危機管理課】
- まちかど出前講座の実施：9回（R6年度）→15回以上（R12年度目標）  
【危機管理課】

## 11 人材育成

- 家屋被害認定士養成数（退職者を含む。）：  
41人（R6年度）→累計50人（R12年度目標）【危機管理課】
- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む小中学校の割合：100%（H30年度）→100%の維持【教育委員会学校教育課】

## 12 老朽化対策

- 公共下水道の処理場・中継ポンプ場（2箇所）の耐震化：  
0箇所（R7年度）→1箇所（一部）（R8年度）【再掲】【下水道課】

## 13 広域連携・官民連携

- 国、県等が参加する情報伝達訓練への参加：継続実施【危機管理課】
- 正確な情報の収集、提供に係る体制の強化【全庁】